

後期高齢者医療保険料納入通知書封入封かん業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、後期高齢者医療保険料納入通知書等の印刷、印字及び封入封かん業務を委託するにあたり、本委託契約書に定めるもののほか、個人情報の取扱いについて定めるとともに、和歌山市（以下「本市」）と本業務の受託者（以下「受託者」）の本委託業務の業務内容を定めることを目的とする。また、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と受託者間で協議するものとする。

2 受託者の資格要件

一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク制度の認定又は、これと同等以上の資格を取得していることを証明する書類の提出ができること。

3 交付するデータ

本市が交付するデータは、CSV 形式の可変長データとする。

交付予定日：当初	令和9年6月18日頃
月次1	令和9年8月6日頃
月次2	令和9年9月7日頃
月次3	令和9年10月7日頃
月次4	令和9年11月8日頃
月次5	令和9年12月7日頃
月次6	令和10年1月11日頃
月次7	令和10年2月7日頃
月次8	令和10年3月7日頃
月次9	令和10年4月7日頃
月次10	令和10年5月10日頃
月次11	令和10年6月7日頃

交付方法は総合行政ネットワーク（LGWAN）を使用する。ただし、受託者が ISO/IEC27001、又は ISMS、JIS Q 27001 の認証を受けている企業が提供するオンラインストレージサービスを利用して収受する場合は、この限りではない。

また、媒体（CD 又は DVD）によりデータを授受する場合は、搬送に当たって、受託者の責任において、施錠可能なケースを使用する等、盗難及び紛失の防止に必要な措置を講じること。

本市が交付するデータの取扱いについては、和歌山市情報セキュリティポリシー、個人情報取扱特記事項を遵守するとともに、廃棄に当たって受託者は本市の指示に従うこと。

(1) データ件数	当初	約71,000件
	月次1	約10,000件
	月次2～9	各約1,000件
	月次10、11	各約100件

(2) ファイルレイアウト

制御等欄に桁区切りと記載がある項目は、受託者側で3桁ごとにカンマで区切るように編集すること。

(3) 文字コード等

行政事務標準文字（UTF-8、BOM 無し）、行政事務標準当用明朝フォント（IVS 実装版）
フォントデータは TTF ファイルで交付する。

4 成果品

受託者が納入する成果品の種類及び件数は、次のとおりとする。なお、この成果品の作成及び作業の詳細は別紙により定める。

ただし、帳票の作成にあたっては、「後期高齢支援システム標準仕様書」に基づき業務を実施するものとし、同標準仕様書の改版や新たな資料の追加等による変更があった場合には、適切に対応すること。

帳票のデザインは標準仕様書に準拠したレイアウトを基本とするが、高齢者や障害者等を含む全ての利用者が内容を容易に理解できるよう、色覚への配慮等ユニバーサルデザインの観点から工夫されたものとし、「後期支援システム帳票ユニバーサルデザイン対応 帳票デザイン基本方針書」に沿ったものとする。

なお、差替え対応として別途本市に 1, 000 部を納品し、本市の庁内システムで印字を行う場合は、当該納品分の帳票について、本市庁内システムの印字位置に合わせたレイアウトとすること。

（1）後期高齢者医療保険料納入通知書等の印刷

ア 保険料額決定通知書兼納入通知書	89, 200 枚
イ 納付書	182, 000 枚（コンビニ対応）
ウ 後期高齢者医療保険料のお知らせ	24, 000 枚
エ 後期高齢者医療保険料リーフレット	91, 000 枚
オ 納入通知書発送用封筒の作成	91, 000 枚
（郵便区内特別用、料金後納用を含む。）	

（2）データ印字

当初	約 71, 000 件
月次 1	約 10, 000 件
月次 2～9	各約 1, 000 件
月次 10、11	各約 100 件

（3）納入通知書等の封入封かん処理

当初	約 71, 000 件
月次 1	約 10, 000 件
月次 2～9	各約 1, 000 件
月次 10、11	各約 100 件

※印字テストは 100 件程度を 2 回行う予定。テストしたものは別途納入すること。

※コンビニ収納バーコード読取テストが必要となるため、テストデータを印字した納付書 250 セットを準備し、別途納入すること。

※地方税統一QRコード読み取りテストが必要となるため、テストデータを印字した納付書 300 セットを準備し、別途納入すること。

（4）成果品の差替え対応

成果品について差替えが必要なものについて、受託者にて抜き取り作業を行うこと。また、本市で印刷できるよう以下のいずれかの方法を取る。

- ア 本市が交付する差替えデータから保険料額決定通知書兼納入通知書及び納付書のPDFデータを生成し、LGWANを使用するなど安全性が十分確保された方法で本市に提供する。
- イ 本市が市内システムで印刷できるよう市内システムに合わせた保険料額決定通知書兼納入通知書及び納付書を作成し、別途1,000部納品する。

5 納入日、納入場所

本市の指定する日に、本市の指定する場所に納入するものとする。

6 処理日程

処理日程については、本市と受託者間で協議して決定する。

7 データの保管及び廃棄

受託者は、本仕様書の目的を十分理解し、本市が交付するデータの保管にあたっては、紛失等の事故が起こることのないよう受託者の責任のもとに厳重に管理するとともに、データ交付日から3ヶ月以内に廃棄しなければならない。その廃棄にあたっては、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

8 収受方法及び搬送

受託者の納入する成果品の収受方法については、本市受託者協議の上決定するものとする。この場合において、受託者は、本市の確認を受けるとともに、その搬送にあたっては、受託者の責任のもとに慎重に扱わなければならない。

9 報告又は資料の提出

受託者は、個人情報保護のために必要な限度において、個人情報の管理状況の履行について書面で報告しなければならない。また、本市は、本市が指定する範囲において監査ができるものとし、受託者は、本市から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

10 事故発生時の報告義務

受託者は、受託業務処理中に事故等が発生したときは、直ちに本市に報告するとともに、本市の指示を受けなければならない。

11 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

1 委託業務名 後期高齢者医療保険料納入通知書封入封かん業務

2 委託業務の内容

(1) 保険料額決定通知書兼納入通知書等の印刷

ア 保険料額決定通知書兼納入通知書の印刷

品名 後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書

規格 1. 紙質 上質紙55K

2. サイズ A4近似値

3. 刷色 フルカラー

数量 89,200枚

イ 納付書の印刷

品名 後期高齢者医療保険料納付書

規格 1. 紙質 OCR用紙72K

2. サイズ 4.5インチ×8.27インチ

3. 刷色 2-1

数量 182,000枚

※令和9年6月に1,000枚先行納品すること

ウ 後期高齢者医療保険料のお知らせの作成

品名 後期高齢者医療保険料のお知らせ

規格 1. サイズ A4

2. 刷色 1-0

数量 24,000枚

梱包時の指定 三つ折りのうえ箱に梱包

※令和9年6月に500枚先行納品すること

エ 後期高齢者医療保険料リーフレットの作成

品名 後期高齢者医療保険料リーフレット

規格 1. 紙質 上質紙55K

2. サイズ A3

3. 刷色 フルカラー

数量 91,000枚

梱包時の指定 二つ折りの上巻き三つ折りにし箱に梱包

※令和9年6月に1,000枚先行納品すること

オ 納入通知書発送用封筒の作成

品名 納入通知書発送用封筒

規格 1. 紙質 窓あき封筒洋型（紙色…茶色）
2. サイズ 封筒 120mm×235mm
グラシン窓 45mm×90mm
3. 刷色 1色（黒）
4. 種類 料金後納用アラビアのり付又はアドヘアのり付

数量 91,000枚

※令和9年6月に1,000枚先行納品（先行納品分はアドヘアのり付とする）すること

※校正は2回程度とする。

(2) データ印字

ア データ印字予定件数	当初	約71,000件
	月次1	約10,000件
	月次2～9	各約1,000件
	月次10、11	約100件
イ データ交付日	当初	令和9年6月18日頃
	月次1	令和9年8月6日頃
	月次2	令和9年9月7日頃
	月次3	令和9年10月7日頃
	月次4	令和9年11月8日頃
	月次5	令和9年12月7日頃
	月次6	令和10年1月11日頃
	月次7	令和10年2月7日頃
	月次8	令和10年3月7日頃
	月次9	令和10年4月7日頃
	月次10	令和10年5月10日頃
	月次11	令和10年6月7日頃

ウ 保険料額決定通知書兼納入通知書及び納付書は、受託者においてデータ印字すること。
本市で作成したデータ（複数ファイル）を交付するので、各帳票へ印字すること。

エ テスト印字

本市からテスト用のデータを交付するので、保険料額決定通知書兼納入通知書及び納付書へテスト印字を行い、その内容について本市による確認を受けること。

テストデータ交付予定日：令和9年6月中旬

オ コンビニ収納バーコード読み取りテスト

受託者は、コンビニ収納バーコード読み取りテスト実施のためのテスト用紙（1回につ

き250枚)を準備し、うち58枚にバーコード読み取りテストデータを印字して本市に納入するものとする。(内訳：収納料金49,999円を40枚、50,000円を18枚)

なお、令和9年3月末日までに提携コンビニによるバーコード読み取りテストが完了するよう定める。

※提携コンビニの読取テストが合格するまで、テストを複数回繰り返すこともあります。その都度、テスト用紙を準備すること。

カ 地方税統一QRコード読み取りテスト

受託者は、地方税統一QRコード読み取りテスト実施のためのテスト用紙(1回につき300枚)を準備し、うち本市が指定する枚数に地方税統一QRコード読み取りテストデータを印字して本市に納入するものとする。

※読取テストが合格するまで、テストを複数回繰り返すこともあります。その都度、テスト用紙を準備すること。

キ その他

受託者独自の管理連番やバーコードを印字する場合は本市と協議のうえ決定すること。また、本市から求めがあった場合は、受託者独自の管理連番を挿入したデータを本市に提供すること。提供時期は成果品の納入時期とする。

(3) 保険料額決定通知書兼納入通知書等の封入封かん処理内容

ア 交付するデータ等の内容

① 保険料額決定通知書兼納入通知書の交付予定件数

当初		納付書用	特徴・口座用
合 計		13,000件	58,000件
内 訳	郵便区内特別 (和歌山中央)	8,000件	39,000件
	郵便区内特別 (和歌山南)	3,000件	14,000件
	料金後納	2,000件	5,000件
同封物		・納付書(1～9枚) ・お知らせ ・リーフレット	リーフレット

月次1		納付書用	特徴・口座用
料金後納		6,000件	4,000件
同封物		・納付書(1～8枚) ・お知らせ ・リーフレット	リーフレット

月次 2 ～ 9	納付書用	特徴・口座用
料金後納	5 0 0 件	5 0 0 件
同封物	・ 納付書 (月次 2 : 1 ～ 7 枚) (月次 3 : 1 ～ 6 枚) (月次 4 : 1 ～ 5 枚) (月次 5 : 1 ～ 4 枚) (月次 6 : 1 ～ 3 枚) (月次 7 : 1 ～ 2 枚) (月次 8 : 1 枚) (月次 9 : 1 枚) ・ お知らせ ・ リーフレット	リーフレット

月次 1 0 ～ 1 1	納付書用	特徴・口座用
料金後納	5 0 件	5 0 件
同封物	・ 納付書 (月次 1 0 : 1 枚) (月次 1 1 : 1 枚)	

② 同封物	納付書	最大 計 1 7 9 , 6 0 0 枚
	お知らせ	計 2 3 , 0 0 0 枚
	リーフレット	計 8 9 , 0 0 0 枚

イ 処理方法

- ① 保険料額決定通知書兼納入通知書（納付書用）については、データ印字後、三つ折りにし、対象者の納付書と合わせて同封物とともに、(5) の郵便管轄区分に従い納入通知書発送用封筒に封入封かんすること。
- ② 保険料額決定通知書兼納入通知書（特徴・口座用）については、データ印字後、三つ折りにし、同封物とともに、(5) の郵便管轄区分に従い、納入通知書発送用封筒に封入封かんすること。
- ③ 同封物については、お知らせを三つ折、リーフレットを二つ折りの上巻き三つ折りにし、同封すること。
- ④ 封入後、宛名欄（郵便番号・住所・氏名・カスタマーバーコード・被保険者番号・連番・QRコード）が、封筒の窓から完全に見える状態になっていること。
- ⑤ 当初の郵便区内特別分は、封筒の表面の見やすいところに「郵便区内特別」の文字を明瞭に表示すること（封筒に直接印字している、または、封筒の窓から見える状態である等）。

(4) 抜き取り作業

ア 納入通知書の抜き取り予定通数	当初	約 150 件
	月次 1	約 30 件
	月次 2 ～ 9	各約 15 件
	月次 10、11	各約 3 件
イ 抜き取り対象リストの交付予定日	当初	令和 9 年 7 月 1 日頃
	当初以外	データ交付日と同日

ウ 本市が別途指定する対象者（被保険者番号、氏名漢字で指定する）については、受託者において、成果品を納入する前に抜き取り作業を行うこと。また、抜き取った通知書等は、成果品の納入時に本市へ返納すること。ただし、抜き取り対象の通知書等についてそもそも印字していない場合は、その PDF データを本市へ納品すること。リスト交付日より後の抜き取りは可能な限り対応し、抜き取った成果品は本市へ返納すること。

(5) 成果品の納入

ア 納入日	当初	令和 9 年 7 月 9 日頃
	月次 1	令和 9 年 8 月 13 日頃
	月次 2	令和 9 年 9 月 14 日頃
	月次 3	令和 9 年 10 月 14 日頃
	月次 4	令和 9 年 11 月 12 日頃
	月次 5	令和 9 年 12 月 10 日頃
	月次 6	令和 10 年 1 月 14 日頃
	月次 7	令和 10 年 2 月 10 日頃
	月次 8	令和 10 年 3 月 14 日頃
	月次 9	令和 10 年 4 月 14 日頃
	月次 10	令和 10 年 5 月 12 日頃
	月次 11	令和 10 年 6 月 14 日頃

イ 封入封かん後の成果品（当初分）については、以下の分類に基づいて箱詰めを行い、本市の立会いの上、以下の郵便管轄区分に則って和歌山中央郵便局へ搬入すること。また、各箱への表示を以下のとおりに行い、送付種別ごとの箱数及び一通当たりの料金、形状（サイズ）、重量、通数を記載した票を作成すること。

成果品（当初以外）については、本市へ重さ通数を事前連絡の上、郵便局へ搬入すること。

送付種別	
1	納付書用（郵便区内特別・和歌山中央）
2	納付書用（郵便区内特別・和歌山南）
3	納付書用（料金後納）
4	特徴・口座用（郵便区内特別・和歌山中央）
5	特徴・口座用（郵便区内特別・和歌山南）
6	特徴・口座用（料金後納）

※箱への表示

1	→	郵便区内特別（中央）	納付書
2	→	郵便区内特別（南）	納付書
3	→	料金後納	納付書
4	→	郵便区内特別（中央）	特徴・口座
5	→	郵便区内特別（南）	特徴・口座
6	→	料金後納	特徴・口座

※郵便管轄区分

区内特別（中央）	〒640-01××、〒640-8×××及び〒649-63××
区内特別（南）	〒641-××××
料金後納	上記以外

- ウ 各郵便局への搬入は、郵便区分に分けて行う必要があるため、委託業者において、成果品を運搬車に積載する際は、その方法に配慮すること。
- エ 残部の納入通知書、封筒等は本市に返納すること。
- オ 受託者は、封入封かんの処理においてバーコード等で品質管理を行い、作業結果に誤りが無いことが確認できる記録の処置を講じること。
- カ 搬入した通数と郵便局が受領した通数が異ならないように、紛失、飛散防止等の処置を講じること。また、搬入した通数と郵便局が受領した通数が異なった場合、受託者の責任により原因を調査し、書面により本市に報告すること。

通知書番号
発行年月日

窓あき宛名

広域連合の名称

印

郵便還付先

タイトル 1 相当年度			
案内文 1 相当年度			
被保険者氏名		被保険者番号	
性別		生年月日	
住所			
決定年月日		保険料額タイトル 1 円	
決定（変更）理由			
案内文 2 広域連合 都道府県			
算定基礎タイトル			

区分		①保険料計算の もととなる所得	②所得割 率	③所得割額 (①×②)	④均等割額	⑤算出額 (③+④)	⑥限度額を超える額		
区分 1	医療分								
	子ども分								
区分 2	医療分								
	子ども分								
区分		⑦所得割 軽減額	均等割 軽減割合	⑧均等割 軽減額	⑨年間保険料額 (⑤-⑥-⑦-⑧)	月 数	⑩月割減額	保険料額 タイトル 2	保険料の 端数処理
区分 3	医療分								
	子ども分								
区分 4	医療分								
	子ども分								

案内文 3								
区分		⑪均等割額	均等割 軽減割合	⑫均等割 軽減額	⑬年間保険料額 (⑪-⑫)	月数	⑭月割減額	減免額タイトル
区分 5	医療分							
	子ども分							
区分 6	医療分							
	子ども分							

タイトル 2 相当年度	
-------------	--

自治体の名称

印

案内文 4 相当年度	
------------	--

決定(変更) 理由	
徴収決定年月日	
自治体別保険料額 タイトル	円
案内文 5 保険料増減額	
納付方法タイトル 1	
納付方法	納付方法 2
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	
特別徴収 年金給付額	
備考 (固定文言 1)	固定文言 3 + 編集 2

【期別保険料額】						
期別・月		区分 7		区分 8		納期限
		普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
普 1	4 月					
普 2	5 月					
普 3	6 月					
普 4	7 月					
普 5	8 月					
普 6	9 月					
普 7	1 0 月					
普 8	1 1 月					
普 9	1 2 月					
普 1 0	1 月					
普 1 1	2 月					
普 1 2	3 月					
普徴期 1 3						
普徴期 1 4						
普徴期 1 5						
合計額		3 / 59				

説明文

◎後期高齢者医療保険料について

- 1. 納付義務者は、後期高齢者医療の被保険者です。また、その世帯主及び配偶者は、連帯納付義務を負います。
- 2. 賦課期日は、当該年度の4月1日です。(年度途中で資格取得した場合は、資格取得日です。)
- 3. 賦課期日後に後期高齢者医療の資格を取得又は喪失した場合は、月割計算になります。この場合、計算対象月数には、被保険者の資格を取得した日の属する月を含み、被保険者の資格を喪失した日の属する月を除きます。
- 4. 特別徴収の方は、本年度の2月に天引き（特別徴収）した保険料と同額を翌年度の4、6、8月の年金から天引き（仮徴収）されます。
- 5. 年金保険者（日本年金機構等）から通知される年金払込通知書に記載されている後期高齢者医療保険料は、あくまでその月の年金支給額を算出するために記載されているものです。今後は、この通知書の特別徴収額に従って、天引きされる後期高齢者医療保険料は変更されます。

◎お問い合わせ先

和歌山県後期高齢者医療広域連合

〒640-8137 和歌山市吹上二丁目1-22

日赤会館9F

和歌山市 保険総務課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地



073-428-6688

(電話番号はお間違えないようにお願いします。)

FAX

073-428-6677



073-435-1062（保険総務課）

073-432-0001（代表）

(電話番号はお間違えないようにお願いします。)

FAX

073-435-1042

◎和歌山県後期高齢者医療広域連合からお知らせした後期高齢者医療保険料額の通知書について

- 1. 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定によって、後期高齢者医療の被保険者に対して賦課されたものです。
- 2. 保険料率は、和歌山県内均一で定められ、医療分は2年ごと、子ども分は1年ごとに見直されます。保険料額は、【医療分】と【子ども分】各々で計算し、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります（賦課限度額 医療分：85万円 子ども分：2.1万円）。
【医療分】＝均等割額【58,748円】＋所得割額【（令和8年度(令和7年中)総所得金額等－基礎控除43万）×所得割率(10.36%)】
【子ども分】＝均等割額【1,385円】＋所得割額【（令和8年度(令和7年中)総所得金額等－基礎控除43万）×所得割率(0.25%)】
※子ども分とは、子ども子育て支援納付金分であり、令和8年度から従来の医療分の保険料とあわせて納めていただくこととなります。
- 3. 均等割軽減

軽減割合	総所得金額等の合計 (同一世帯内の被保険者数及び世帯主)	均等割額(医療分) 58,748円	均等割額(子ども分) 1,385円
7割軽減	43万円＋10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下の世帯	16,450円	416円
5割軽減	43万円＋10万円×(年金・給与所得者の数-1)＋(被保険者数×31万円)以下の世帯	29,374円	693円
2割軽減	43万円＋10万円×(年金・給与所得者の数-1)＋(被保険者数×57万円)以下の世帯	46,999円	1,108円

- ※令和8・9年度に限り、均等割7割軽減該当者について、医療分のみ均等割額が追加で0.2割減額されます。
- ※65歳以上の公的年金を受給されている方は、軽減判定において年金に係る所得から15万円が控除されます。
- ※軽減判定に用いる総所得金額等には、事業専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。
- ※年金・給与所得者とは「給与専従者収入額減算後の給与収入が55万円を超える」、「前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える」、「前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える」のいずれかの条件を満たす方です。
- 4. 制度加入の直前が被用者保険（社会保険や共済組合など）の被扶養者であった方は、所得割額がかからず、加入した月から2年間、均等割額が5割軽減されます。
※被用者保険（社会保険や共済組合など）の被扶養者の方で、上記の軽減が適用されていない場合は、和歌山市保険総務課までご連絡ください。
- 5. この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から起算して3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、和歌山県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

◎和歌山市からお知らせした後期高齢者医療保険料の通知書について

- 1. この通知は、和歌山県後期高齢者医療広域連合にて決定または更正された後期高齢者医療保険料をもとに、和歌山市から後期高齢者医療保険料の納付をお願いするものです。
- 2. 後期高齢者医療保険料については、原則として特別徴収（年金から天引き）となります。ただし、年金額が年間18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方については、普通徴収（口座振替・納付書払い）となります。
- 3. 後期高齢者医療保険料を天引きする対象の年金は、老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金です。
- 4. 年度途中で後期高齢者医療保険料の減額更正や天引きできない事由が生じた場合は、特別徴収を中止して普通徴収に変更することがあります。
- 5. 普通徴収分の保険料は、各期別の納付額を納期限までに納めてください。納期限を過ぎますと、延滞金を徴収します。※延滞金（納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該保険料額が、2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）であるときは、年14.6％（納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3％）の割合を乗じて計算した額です。ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1％の割合を加算した割合）が年7.3％の割合に満たない場合は、その年中において、年14.6％の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3％を加算した割合、年7.3％の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1％を加算した割合（当該加算した割合が年7.3％の割合を超える場合には、年7.3％の割合）とします。この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てます。）
- 6. この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から起算して3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告（代表者は、和歌山市長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

帳票イメージ

現時点のcsv定義書には、「医療分・こども分」の欄はありませんが、今後追加されます。

4999-9999

中央県A市B町1丁目11番地11マンション国保101号

国保 太郎 様

カスタマバーコード

186-1187-1

ページ : 1 / 2

2通知書番号 : 99999

3発行年月日 : 元号99年99月99日

17〇〇県後期高齢者医療広域連合広域連合長

18

10郵便送付先

999-9999 中央県B市A区国保町
国保市役所 国保課

1元号99年度 後期高齢者医療保険料額 変更決定通知書

16元号99年度分の後期高齢者医療保険料額を次の通り決定（変更）しましたので通知します。

被保険者氏名	国保 太郎	11	被保険者番号	12	999999999	
性別	13	男	生年月日	14	99年99月99日	
住所	中央県A市B町1丁目11番地11マンション国保101号 15					
決定年月日	19	元号99年99月99日	20	保険料額	21	999,999,999円
決定（変更）理由	22内転居（均一賦課異動）により変更しました					

23※保険料額は、〇〇広域連合内においての保険料額です。このため都道府県内で転居された方は原則として複数の市区町村にお支払いいただくことになります。

24保険料計算の基礎内訳（算定方法は裏面をご覧ください）

区分	①保険料計算の もととなる所得	②所得割率	③所得割額 (①×②)	④均等割額	⑤算出額 (③+④)	⑥限度額を超える額							
25後	26	999,999,999	27	9.99	28	999,999,999	29	999,999,999	30	999,999,999	31	999,999,999	
40前	41	999,999,999	42	9.99	43	999,999,999	44	999,999,999	45	999,999,999	46	999,999,999	
区分	⑦所得割軽減額	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額 (⑤×⑥×⑦÷⑧)	⑨年間保険料額 (⑤×⑥×⑦÷⑧)	月数	⑩月割減額	55	保険料額 (⑤+⑥-⑩-⑪)	56	100円 未満切捨て			
32後	33	999,999,999	34	99割	35	999,999,999	36	999,999,999	37	38	99,999,999	39	999,999
47前	48	999,999,999	49	99割	50	999,999,999	51	999,999,999	52	53	99,999,999	54	999,999

57高齢者医療制度加入の前日までの会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方は、加入付日から2年を経過する月までの間、下の表に表示される金額が本年度分の保険料算定に含まれます。

区分	⑪均等割額	均等割軽減割合	⑫均等割軽減額	⑬年間保険料額 (⑤×⑥×⑦÷⑧)	月数	⑭月割減額	58	減免額					
59後	60	999,999,999	61	999,999,999	62	99,999,999	63	999,999,999	64	65	99,999,999	66	99,999,999
67前	68	999,999,999	69	999,999,999	70	99,999,999	71	999,999,999	72	73	99,999,999	74	99,999,999

75元号99年度 後期高齢者医療保険料 納入通知書 兼 特別徴収額変更・中止通知書

77〇〇県〇〇市長 〇〇 〇〇

78

76元号99年度分の後期高齢者医療額について次のとおり徴収額を変更しましたので通知します。

決定(変更)理由	82	広域内転居（均一賦課異動）により変更しました
徴収決定年月日	79	元号99年99月99日
80体に納付する保険料額	81	999,999,999円
83通知からの保険料額の差額は999,999,999円です。		

84あなた様の納付方法は下記のとおりです。

納付方法	年金からの支払い（特徴）	112
特別徴収義務者	厚生労働大臣	113
特別徴収対象年金	老齢基礎年金	114
特別徴収年金給付額	115	999,999,999
対象の口座情報	116	国保金融機関 保険支店 コクホタロウ 普通 9999999
106		

【期別保険料額】

期別・月	89	変更後	97	変更前	納期限	
119期 4月	149	999	167	999	134	徴収第1納期限
120期 5月	150	999	168	999	135	徴収第2納期限
121期 6月	151	999	169	999	136	徴収第3納期限
122期 7月	152	999	170	999	137	徴収第4納期限
123期 8月	153	999	171	999	138	徴収第5納期限
124期 9月	155	999	173	999	139	徴収第6納期限
125期 10月	156	999	174	999	140	徴収第7納期限
126期 11月	157	999	175	999	141	徴収第8納期限
127期 12月	158	999	176	999	142	徴収第9納期限
128期 1月	159	999	177	999	143	期第10納期限
129期 2月	161	999	179	999	144	期第11納期限
130期 3月	162	999	180	999	145	期第12納期限
131	163	999	181	999	146	期第13納期限
132	164	999	182	999	147	期第14納期限
合計額	165	999	183	999	104	999

1

納付方法（特別徴収・普通徴収（口座振替・納付書払い））について

- [117] ◆特徴...「特別徴収」受給されている年金から支払われます。
普徴...「普通徴収」口座振替もしくは納付書のうち、納付方法に記載されている方法で支払われます。
- ◆普通徴収（口座振替）の方の口座情報は、元号99年99月99日時点にご登録のある口座を記載しています。
また、口座名義人は先頭から20文字を記載しています。
- [105] ◆特別徴収となっている方で、世帯の構成や所得に変更が無い場合、翌年度の仮徴収額は2月(特徴6期)の金額と同額です。
(仮徴収額...4/6/8月に仮で引き落とす予定の額を指します。)
- [184] ◆普通徴収における納期限は各月末日です。(金融機関が休みのときは、翌営業日)
なお、口座振替は納期限が引落日になります。
- [185] ◆区分に「過年」の記載がある場合は、お支払いいただく年度が過ぎて保険料が決定した分です。

[188] 保険料の計算方法

- [189] * 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律および〇〇〇後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定に基づき、元号99年99月99日現在の後期高齢者医療制度の被保険者に対して賦課されたものです。
- * 保険料の算出方法は以下のとおりです。
所得割額＝賦課のもととなる所得金額（※1）×所得割率（ 99.99 / 100 ）
均等割額＝ 999,999,999円
なお、元号99年99月99日以降に保険料の納付義務が発生又は消滅したときは月割にて算定します。
※1 賦課の元となる所得金額 ＝ 元号99年中の所得 － 基礎控除額（左記控除額は所得により変動）
- [190] * 所得が低い方に対する軽減
世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額当の合計額が以下のいずれかに該当する場合、均等割額から次の額が軽減されます。（被保険者ではない世帯主の所得の判定も対象となります。）
43万円＋10万円×{年金・給与所得者－1} 以下 . . . 999,999円
43万円＋{99万円＋被保険者数} ＋10万円×{年金・給与所得者－1} 以下 . . . 999,999円
43万円＋{99万円＋被保険者数} ＋10万円×{年金・給与所得者－1} 以下 . . . 999,999円
- * 後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者で合った被保険者に対する軽減
該当する場合、所得割が賦課されず、均等割額から次の額が軽減されます。 . . . 999,999円
ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

[191] 審査請求及び取消の訴え

- [192] 不服の申立この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に後期高齢者医療審査会に対し審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に〇〇県後期高齢者医療広域連合を被告として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の1から3までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

[193] お問い合わせ先

- [194] 下記に記載の各お問い合わせ先へご連絡ください。

[195] 保険料額についてのお問い合わせ先

[196] 決定された年間の保険料額に関するお問い合わせはこちらへご連絡ください。

[197] 担当部署名 1

[198] 担当部署住所 1

[199] 担当部署電話番号 1

[201] 担当部署メール 1

[200] 担当部署FAX番号 1

[202] 特別徴収・普通徴収についてのお問い合わせ先

[203] 運付、納付のご相談に関するお問い合わせはこちらへご連絡ください。

[204] 担当部署名 2

[205] 担当部署住所 2

[206] 担当部署電話番号 2

[208] 担当部署メール 2

[207] 担当部署FAX番号 2

データレイアウト

項目 No.	校番		データ型	桁数	フォント		配置	備考
					種類	サイズ		
1		タイトル1[相当年度]	文字	50	行政事務標準当用明朝	17	中央	文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
2		通知書番号	文字	30	行政事務標準当用明朝	12		
3		発行年月日	文字	30	行政事務標準当用明朝	12		
4		郵便番号	文字	10	行政事務標準当用明朝	12		
5		住所	文字(矩形)	100	行政事務標準当用明朝	12		
6		対象者氏名	文字	60	行政事務標準当用明朝	12		
7		対象者番号	文字	10	行政事務標準当用明朝	12		非出力項目
8		カスタマバーコード	バーコード	-	-	-		
9		QRコード	バーコード	-	-	-		非出力項目
10		郵便選付先	文字(矩形)	100	行政事務標準当用明朝	12		
11		被保険者氏名	文字	60	行政事務標準当用明朝	12		
12		被保険者番号	数値	12	行政事務標準当用明朝	12	中央	
13		性別	文字	2	行政事務標準当用明朝	12	中央	
14		生年月日	文字	15	行政事務標準当用明朝	12	中央	
15		住所	文字(矩形)	100	行政事務標準当用明朝	12		
16		案内文1[相当年度]	文字	200	行政事務標準当用明朝	12		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
17		広域連合の名称	文字	100	行政事務標準当用明朝	14	右寄せ	
18		広域連合の印	イメージ	-	-	-		
19		決定年月日	文字	15	行政事務標準当用明朝	12	中央	
20		保険料額タイトル1	文字	9	行政事務標準当用明朝	12	中央	
21		保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12		
22		決定(変更)理由	文字	100	行政事務標準当用明朝	12		
23		案内文2[広域連合][都道府県]	文字(矩形)	200	行政事務標準当用明朝	12		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
24		算定基礎タイトル	文字	100	行政事務標準当用明朝	12		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
25		区分1	文字	5	行政事務標準当用明朝	12	中央	
26		所得金額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
27		所得割率	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	中央	
28		所得割額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
29		均等割額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
30		算出額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
31		限度超過額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
32		区分3	文字	5	行政事務標準当用明朝	12	中央	
33		所得割軽減額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
34		均等割軽減割合	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	中央	
35		均等割軽減額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
36		年間保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
37		月数	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	中央	
38		月割減額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
39		保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
40		区分2	文字	5	行政事務標準当用明朝	12	中央	
41		所得金額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
42		所得割率	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	中央	
43		所得割額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
44		均等割額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
45		算出額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	

46	限度超過額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
47	区分 4	文字	5	行政事務標準当用明朝	12	中央	
48	所得割軽減額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
49	均等割軽減割合	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	中央	
50	均等割軽減額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
51	年保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
52	月数	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	中央	
53	月割減額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
54	保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
55	保険料額タイトル 2	文字 (矩形)	30	行政事務標準当用明朝	12	中央	文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
56	保険料の端数処理	文字 (矩形)	30	行政事務標準当用明朝	12		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
57	案内文 3	文字 (矩形)	200	行政事務標準当用明朝	12		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
58	減免額タイトル	文字	20	行政事務標準当用明朝	12	中央	文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
59	区分 5	文字	5	行政事務標準当用明朝	12	中央	
60	均等割額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
61	均等割軽減割合	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	中央	
62	均等割軽減額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
63	年保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
64	月数	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	中央	
65	月割減額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
66	減免額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
67	区分 6	文字	5	行政事務標準当用明朝	12	中央	
68	均等割額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
69	均等割軽減割合	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	中央	
70	均等割軽減額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
71	年間保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
72	月数	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	中央	
73	月割減額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
74	減免額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
75	タイトル 2 [相当年度]	文字	200	行政事務標準当用明朝	17	中央	文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
76	案内文 4 [相当年度]	文字	200	行政事務標準当用明朝	12		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
77	自治体の名称	文字	100	行政事務標準当用明朝	14	右寄せ	
78	自治体の印	イメージ	-	-	-		
79	徴収決定年月日	文字	15	行政事務標準当用明朝	12	中央	
80	自治体別保険料額タイトル	文字 (矩形)	30	行政事務標準当用明朝	12	中央	文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
81	自治体別保険料額	数値	10	行政事務標準当用明朝	12		
82	決定(変更)理由	文字 (矩形)	100	行政事務標準当用明朝	12		
83	案内文 5 [保険料増減額]	文字 (矩形)	100	行政事務標準当用明朝	12		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
84	納付方法タイトル 1	文字	50	行政事務標準当用明朝	12		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
85	納付方法タイトル 2	文字	5	行政事務標準当用明朝	12	中央	文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字 非出力項目
86	納付方法タイトル 3	文字	5	行政事務標準当用明朝	12	中央	文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字 非出力項目
87	特別徴収期割額タイトル	文字	50	行政事務標準当用明朝	12		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字 非出力項目
88	特徴合計タイトル	文字	20	行政事務標準当用明朝	12	中央	文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字 非出力項目
89	区分 7	文字	5	行政事務標準当用明朝	12	中央	
90	特徴 1 期保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
91	特徴 2 期保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
92	特徴 3 期保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	

93		特徴 4 期保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
94		特徴 5 期保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
95		特徴 6 期保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
96		特徴合計額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
97		区分 8	文字	5	行政事務標準当用明朝	12	中央	
98		特徴 1 期保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
99		特徴 2 期保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
100		特徴 3 期保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
101		特徴 4 期保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
102		特徴 5 期保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
103		特徴 6 期保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
104		特徴合計額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
105		案内文 6	文字（矩形）	300	行政事務標準当用明朝	12		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
106		備考（固定文言 1）	文字（矩形）	20	行政事務標準当用明朝	12	中央	文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
107		納付方法 1	文字（矩形）	50	行政事務標準当用明朝	12		非出力項目
108		特別徴収義務者	文字	50	行政事務標準当用明朝	12		非出力項目
109		特別徴収対象年金	文字	50	行政事務標準当用明朝	12		非出力項目
110		特別徴収年金給付額	数値	9	行政事務標準当用明朝	12		非出力項目
111		固定文言 2 + 編集 1	文字（矩形）	100	行政事務標準当用明朝	12		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字 非出力項目
112		納付方法 2	文字（矩形）	50	行政事務標準当用明朝	12		
113		特別徴収義務者	文字	50	行政事務標準当用明朝	12		
114		特別徴収対象年金	文字	50	行政事務標準当用明朝	12		
115		特別徴収年金給付額	数値	9	行政事務標準当用明朝	12		
116		固定文言 3 + 編集 2	文字（矩形）	100	行政事務標準当用明朝	12		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
117		案内文 7 [発行年月日]	文字（矩形）	500	行政事務標準当用明朝	12		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
118		普通徴収期割額タイトル	文字（矩形）	300	行政事務標準当用明朝	12		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字 非出力項目
119		普徴期 1 タイトル	文字	30	行政事務標準当用明朝	12	中央	
120		普徴期 2 タイトル	文字	30	行政事務標準当用明朝	12	中央	
121		普徴期 3 タイトル	文字	30	行政事務標準当用明朝	12	中央	
122		普徴期 4 タイトル	文字	30	行政事務標準当用明朝	12	中央	
123		普徴期 5 タイトル	文字	30	行政事務標準当用明朝	12	中央	
124		普徴期 6 タイトル	文字	30	行政事務標準当用明朝	12	中央	
125		普徴期 7 タイトル	文字	30	行政事務標準当用明朝	12	中央	
126		普徴期 8 タイトル	文字	30	行政事務標準当用明朝	12	中央	
127		普徴期 9 タイトル	文字	30	行政事務標準当用明朝	12	中央	
128		普徴期 1 0 タイトル	文字	30	行政事務標準当用明朝	12	中央	
129		普徴期 1 1 タイトル	文字	30	行政事務標準当用明朝	12	中央	
130		普徴期 1 2 タイトル	文字	30	行政事務標準当用明朝	12	中央	
131		普徴期 1 3 タイトル（過年分）	文字	30	行政事務標準当用明朝	12	中央	
132		普徴期 1 4 タイトル（過年分）	文字	30	行政事務標準当用明朝	12	中央	
133		普徴合計タイトル	文字	20	行政事務標準当用明朝	12	中央	文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字 非出力項目
134		普徴期 1 納期限	文字	15	行政事務標準当用明朝	12	中央	

135		普徴期 2 納期限	文字	15	行政事務標準当用明朝	12	中央	
136		普徴期 3 納期限	文字	15	行政事務標準当用明朝	12	中央	
137		普徴期 4 納期限	文字	15	行政事務標準当用明朝	12	中央	
138		普徴期 5 納期限	文字	15	行政事務標準当用明朝	12	中央	
139		普徴期 6 納期限	文字	15	行政事務標準当用明朝	12	中央	
140		普徴期 7 納期限	文字	15	行政事務標準当用明朝	12	中央	
141		普徴期 8 納期限	文字	15	行政事務標準当用明朝	12	中央	
142		普徴期 9 納期限	文字	15	行政事務標準当用明朝	12	中央	
143		普徴期 1 0 納期限	文字	15	行政事務標準当用明朝	12	中央	
144		普徴期 1 1 納期限	文字	15	行政事務標準当用明朝	12	中央	
145		普徴期 1 2 納期限	文字	15	行政事務標準当用明朝	12	中央	
146		普徴期 1 3 納期限	文字	15	行政事務標準当用明朝	12	中央	
147		普徴期 1 4 納期限	文字	15	行政事務標準当用明朝	12	中央	
148		区分 9	文字	5	行政事務標準当用明朝	12	中央	非出力項目
149		普徴期 1 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
150		普徴期 2 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
151		普徴期 3 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
152		普徴期 4 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
153		普徴期 5 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
154		区分 1 1	文字	5	行政事務標準当用明朝	12	中央	非出力項目
155		普徴期 6 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
156		普徴期 7 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
157		普徴期 8 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
158		普徴期 9 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
159		普徴期 1 0 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
160		区分 1 3	文字	5	行政事務標準当用明朝	12	中央	非出力項目
161		普徴期 1 1 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
162		普徴期 1 2 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
163		普徴期 1 3 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
164		普徴期 1 4 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
165		普徴合計額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
166		区分 1 0	文字	5	行政事務標準当用明朝	12	中央	非出力項目
167		普徴期 1 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
168		普徴期 2 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
169		普徴期 3 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
170		普徴期 4 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
171		普徴期 5 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
172		区分 1 2	文字	5	行政事務標準当用明朝	12	中央	非出力項目
173		普徴期 6 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
174		普徴期 7 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
175		普徴期 8 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
176		普徴期 9 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	

177		普徴期 1 0 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
178		区分 1 4	文字	5	行政事務標準当用明朝	12	中央	非出力項目
179		普徴期 1 1 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
180		普徴期 1 2 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
181		普徴期 1 3 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
182		普徴期 1 4 保険料額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
183		普徴合計額	文字	10	行政事務標準当用明朝	12	右寄せ	
184		案内文 8	文字 (矩形)	300	行政事務標準当用明朝	12		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
185		案内文 9	文字 (矩形)	300	行政事務標準当用明朝	12		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
186		ページ数	数値	5	行政事務標準当用明朝	12		
187		総ページ数	数値	5	行政事務標準当用明朝	12		
188		保険料の計算方法タイトル	文字	50	行政事務標準当用明朝	15		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
189		保険料の計算方法本文 1	文字 (矩形)	1000	行政事務標準当用明朝	12		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
190		保険料の計算方法本文 2	文字 (矩形)	1000	行政事務標準当用明朝	12		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
191		審査請求タイトル	文字	50	行政事務標準当用明朝	15		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
192		審査請求本文[不服申立先担当部署名][不服申立先担当自治体名]	文字 (矩形)	1000	行政事務標準当用明朝	12		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
193		問い合わせ先タイトル 1	文字	100	行政事務標準当用明朝	15		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
194		問い合わせ先案内文 1	文字	100	行政事務標準当用明朝	13		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
195		問い合わせ先タイトル 2	文字	100	行政事務標準当用明朝	13		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
196		問い合わせ先案内文 2 [タイトル 1]	文字	100	行政事務標準当用明朝	12		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
197		担当部署名 1	文字	50	行政事務標準当用明朝	12		
198		担当部署住所 1	文字	100	行政事務標準当用明朝	12		
199		担当部署電話番号 1	文字	20	行政事務標準当用明朝	12		
200		担当部署FAX番号 1	文字	20	行政事務標準当用明朝	12		
201		担当部署メール 1	文字	50	行政事務標準当用明朝	12		
202		問い合わせ先タイトル 3	文字	100	行政事務標準当用明朝	13		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
203		問い合わせ先案内文 3 [タイトル 2]	文字	100	行政事務標準当用明朝	12		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字
204		担当部署名 2	文字	50	行政事務標準当用明朝	12		
205		担当部署住所 2	文字	50	行政事務標準当用明朝	12		
206		担当部署電話番号 2	文字	20	行政事務標準当用明朝	12		
207		担当部署FAX番号 2	文字	20	行政事務標準当用明朝	12		
208		担当部署メール 2	文字	50	行政事務標準当用明朝	12		
209		説明文自由領域	文字 (矩形)	1000	行政事務標準当用明朝	12		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合に印字 非出力項目
210		OMR1	バーコード	-	-	-		非出力
211		OMR2	バーコード	-	-	-		非出力
212		OMR3	バーコード	-	-	-		非出力
213		OMR4	バーコード	-	-	-		非出力
214		OMR5	バーコード	-	-	-		非出力
215		OMR6	バーコード	-	-	-		非出力
216		OMR7	バーコード	-	-	-		非出力

217		OMR8	バーコード	-	-	-		非出力
218		OMR9	バーコード	-	-	-		非出力
219		OMR10	バーコード	-	-	-		非出力
220		OMR11	バーコード	-	-	-		非出力
221		OMR12	バーコード	-	-	-		非出力
222		BCR_CODE39	バーコード	-	-	-		非出力
223		BCR_NW7	バーコード	-	-	-		非出力

<連帳納付書2（マル公）（eL-QRあり）>
〇〇県〇〇市

賦課年度

年度 後期高齢者医療保険料

納入済通知書

公

el

加入者名

〇〇市
会計管理者

口座
記号
番号

01234-5-678901

金 額

円

賦課年度

相当年度

通知書番号

期別

被保険者番号

納期限

年 月 日

取扱
期限

年 月 日

収納用

収納代行会社：株式会社〇〇

（ご注意）金額を訂正した場合、この納付書では納付できません。

被保険者氏 名

< eL 番号：12345-12345678901234567890-123456-123 >

取りまとめ金融機関・〇〇銀行〇〇支店

取りまとめ店 ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター

〇〇県〇〇市

01234-5-678901

〇〇市会計管理者

賦課年度

年度 後期高齢者医療保険料

公

原簿

被保険者氏名

賦課年度

相当年度

通知書番号

期 別

被保険者番号

納期限

年 月 日

金 額

延滞金

備考 1

編集 1

備考 2

編集 2

備考 3

編集 3

〇〇県
〇〇市

領収日付印

収納代行会社：株式会社〇〇

（金融機関／コンビニ店納付等）

01234-5-678901

〇〇市会計管理者

領収証書

公

被保険者氏名

賦課年度

相当年度

科 目

後期高齢者医療保険料

通知書番号

期別

納期限

年 月 日

金 額

延滞金

備考 5

編集 5

備考 6

編集 6

備考 7

編集 7

領収日付印

収入印紙不貼

収納代行会社：株式会社〇〇

（納付者様用）

- ・ 帳票詳細要件に項目の定義が無いものは、自治体に応じた内容でプレ印字されることを前提とする。
- ・ マル公マークをつけているが、本仕様書上では配置位置の参考としてお示ししている。
ゆうちょ銀行の取り扱いが必要な場合、余白など含め規格に応じた調整を行ったうえで使用すること。
- ・ 二次元コードについて金融機関等から窓口にて地方税統一QRコードと誤認してしまうため領収証書以外の
個所に印字しないよう依頼されている。そのため、この様式では裏面に印字していただくことを想定している。

納入済通知書・原符 MPN標準帳票(マル公)

納めた保険料は、年末調整・確定申告の社会保険料控除の対象となりますので、この領収証書を大切に保管してください。

納付金額が30万円を超えるもの、金額訂正したもの、納期限を過ぎたもの、バーコードが印字されていない、又はバーコードが印字されていても読取りができないものについては、コンビニエンスストア又はスマートフォンアプリで納付できませんので取扱い金融機関で納付してください。

この領収済通知書を利用したコンビニエンスストアでの代金受領はすなわち事業者の代金受領であり、支払者は請求金額を支払い領収証書を受け取った時点で事業者に対する債務が履行済みになります。

スマートフォン決済アプリで納付された場合、領収証書は発行されません。必要な方は、金融機関窓口又はコンビニエンスストアでの納付をお願いします。

お問い合わせ先

和歌山市保険総務課
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
(電話)073-435-1062(直通)
073-432-0001(代表)

◎保険料の納付取扱い金融機関

○和歌山市指定金融機関 紀陽銀行
(本支店及び出張所)

○和歌山市収納代理金融機関 (本支店及び出張所)

りそな銀行 関西みらい銀行
池田泉州銀行 南都銀行
三十三銀行 きのくに信用金庫
近畿産業信用組合 ミレ信用組合
近畿労働金庫
和歌山県信用農業協同組合連合会(本所)
わかやま農業協同組合
なぎさ信用漁業協同組合連合会(和歌山県内の支店)
ゆうちょ銀行又は郵便局(近畿2府4県)

◎保険料取扱いコンビニエンスストア一覧

MMK 設置店 くらしハウス
スリーエイト 生活彩家 セイコーマート
セブン-イレブン タイエー
デイリーヤマザキ
ニューヤマザキデイリーストア
ハセガワストア ハマナスクラブ
ファミリーマート ポプラ ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ
ヤマザキデイリーストアー ローソン
ローソンストア100

◎スマートフォンアプリ

PayPay請求書払い LINE Pay 請求書支払い

Pay B 支払秘書 d払い 請求書払い

J-Coin 請求書払い au PAY 請求書払い

※ 金融機関等の合併等により、機関名称が変更される場合があります。

(記載の内容は令和6年5月1日現在の内容です)

お問い合わせ先

和歌山市保険総務課
073-435-1062(直通)

後期高齢者医療保険料について

令和8年度
お知らせ



**75歳の誕生日からは、
すべての方が対象です。**

(65歳以上75歳未満で、一定の障がいがある方で広域連合の認定を受けた方も対象です。)

夫婦でも、おひとりが75歳になると
別べつの医療保険の制度になります。
保険料は、おひとりずつにかかります。

保険料の納め方 特別徴収と普通徴収の2種類があり、**個人ごとに違います。**詳しくはリーフレットをご覧ください。

特別徴収 年金からの天引きです。口座振替に変更を希望される方は、申請書の提出が必要です。

普通徴収 納付書や口座振替で納める方法です。例えば、次のような方です。

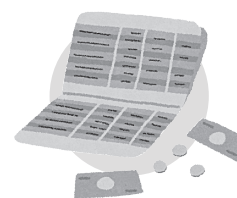
注意

国民健康保険料の口座振替
は引き継がれていません。
再度、手続きが必要です。

令和8年4月1日以降、
75歳の誕生日を
迎えられた方



納付書払い



口座振替

※手続きが必要です。

令和9年10月から年金から
の天引きになります。

※手続きは不要です。

※条件により、年金天引きに
ならない場合もあります。

令和7年4月1日から
令和8年3月31日に
75歳になられた方



納付書払い



**年金から
天引き**

※手続きは不要です。

※条件により、年金天引きに
ならないで納付書払いが
続く方もいます。

令和7年度まで、年金から
天引きされていたのに
「納付書」が届いた方

令和7年1月1日から令和7年12月31日までに所得の変動があった方（年金支給額が変わった方）などで、**年金天引きができなくなりました。**（手続きで口座振替にできます。）

くわしくは、保険総務課 TEL 435-1062 までお問い合わせください。

届出について

次のようなときは、保険総務課までお届けください。

こんなとき		必要なもの
資格取得時	転入時	■前住所地発行の負担区分証明書 ■マイナンバーカード
	生活保護の廃止時	■生活保護廃止（停止）通知書 ■マイナンバーカード
	65～74歳で一定程度障がいがある方の加入（障害認定）	■マイナンバーカード又は資格確認書（現在加入されているもの） ■身体障害者手帳等 ■重度心身障害児者医療受給者証（受給資格のある方のみ）
資格喪失時	転出時	■マイナンバーカード又は後期高齢者医療資格確認書
	生活保護の開始時	■生活保護開始決定通知書 ■マイナンバーカード又は後期高齢者医療資格確認書
	死亡時（葬祭費支給）	■後期高齢者医療資格確認書 ■埋火葬許可証又は死亡診断書 ■葬祭を行った方のフルネームがわかるもの（葬儀費用の領収書等） ■葬祭を行った方の金融機関の通帳
	障害認定に該当しなくなった時	■マイナンバーカード又は後期高齢者医療資格確認書 ■身体障害者手帳等
その他	転居時	■マイナンバーカード又は後期高齢者医療資格確認書
	保険証※の紛失破損時	■本人と確認できる証明書（免許証・年金手帳等） ■汚損、破損した後期高齢者医療資格確認書 ■マイナンバーカード
	交通事故等にあったとき	交通事故等の第三者行為によるケガや疾病に被保険者証を使って治療を受ける場合は、その被害状況を届け出る必要があります。 ■必要書類等、詳しくは保険総務課までお問い合わせください。
	特定疾病の認定	血友病や人工透析が必要な慢性腎不全、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群の治療を受けている方は、保険総務課で、特定疾病療養受療証の交付申請を行ってください。 ■保険医の証明 ■マイナンバーカード又は後期高齢者医療資格確認書

◇代理申請の場合は、代理人の運転免許証等の証明書もお持ちください。

人間ドック費用の一部助成について

令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）に偶数年齢となる方で、後期高齢者医療制度の健康診査と人間ドックを同時に受診される場合は、和歌山市から人間ドック費用の一部が助成されます。

※詳しくは、保険総務課まで、お問い合わせください。

—和歌山市—

令和8年度

みんなで納めて、
みんなで支える

後期高齢者医療保険料



保険料は
大切な財源です。
期限を守り、
きちんと納付
しましょう。

お問い合わせ

和歌山市 健康局 保険医療部 保険総務課
TEL.073-435-1062 FAX.073-435-1042

和歌山県の後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療制度は、被保険者が納める保険料、後期高齢者支援金（現役世代の保険料）、公費（税金）の3つから成り立っています。皆さまの保険料が、大切な財源となっています。

保険料の決まり方

保険料は個人単位で計算されます。【医療分】と【子ども分（※）】それぞれで、被保険者が等しく負担する【均等割額】と、所得に応じて負担する【所得割額】を合計した金額です。

均等割額と所得割額は、和歌山県内均一に設定し、医療分は2年ごとに、子ども分は1年ごとに見直されます。

※子ども分とは子ども・子育て支援納付金分であり、少子化対策を目的として、政府の子育て施策拡充のための財源に充てられます。令和8年度から従来の医療分の保険料とあわせて納めていただくことになります。

令和8年度の均等割額と所得割額

	医 療 分	子 ども 分
均等割額（年額）	58,748円	1,385円
所得割額（年額）	賦課のもととなる所得金額×10.36%	賦課のもととなる所得金額×0.25%

「賦課のもととなる所得金額」とは「前年の総所得金額等（※1）－43万円（※2）」で算出される金額です。
※1 総所得金額等とは、公的年金の雑所得、給与所得、営業所得等の合計額で、各種控除前の金額です。
また土地・建物等の特別控除後の譲渡所得、株式等に係る譲渡所得額の確定申告分など、退職所得以外に分離課税の所得金額も含まれます。
※2 基礎控除額：合計所得金額が2,400万円以下の場合

令和8年度の賦課限度額（年間の保険料の上限）

	医 療 分	子 ども 分
賦 課 限 度 額	850,000円	21,000円

保険料の軽減

以下の基準によって均等割額が軽減されます。

【均等割額の軽減基準】

軽減割合	世帯主と世帯の被保険者の総所得金額等の合計額	軽減均等割額（医療分）	軽減均等割額（子ども分）
7割軽減	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数－1）以下の世帯	16,450円	416円
5割軽減	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数－1） ＋（被保険者数×31万円）以下の世帯	29,374円	693円
2割軽減	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数－1） ＋（被保険者数×57万円）以下の世帯	46,999円	1,108円

※令和8・9年度に限り、均等割7割軽減該当者について、医療分のみ均等割額が追加で0.2割減額されます。
※65歳以上の公的年金を受給している方は、軽減の判定時に年金に係る所得から15万円が控除されます。
※軽減判定に用いる総所得金額等には、事業専従者控除、譲渡所得特別控除の税法上の規定は適用されません。
※年金・給与所得者とは「給与専従者収入額減算後の給与収入が55万円を超える」、「前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える」、「前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える」のいずれかの条件を満たす方です。

被用者保険(社会保険や共済組合など)の被扶養者に対する軽減

資格を得た日の前日に、被用者保険（全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、共済組合など）の被扶養者であった方については、資格取得後2年間、均等割額が5割軽減され、所得割額は課せられません。

保険料の納め方

保険料の納め方には、年金から差し引きする【特別徴収】と納付書または口座振替で納める【普通徴収】の2種類があります。

※いずれの方法でも年間保険料は変わりません。

年金から差し引き(特別徴収)						納付書または口座振替で納付(普通徴収)					
対象となる方 ・年金が年額18万円以上の人 （介護保険料との合計が年金額の2分の1を超える人、令和7年4月1日以降に加入された人を除く）						対象となる方 ・年金が年額18万円未満の人 ・介護保険料との合計が年金額の2分の1を超える人 ・令和7年4月1日以降新たに加入された人（加入された翌年の10月から（1月、2月、3月加入の人はその年の10月から）原則、特別徴収になります）					
納め方 年6回の年金の定期払いの際に、年金から保険料が差し引きされます。 (差し引きされる年金は原則として介護保険料が差し引かれる年金と同じです。)						納め方 和歌山市から送られてくる納付書により、期日内に指定された金融機関、コンビニ、アプリ決済または口座振替で納めます。 ※国民健康保険料等を口座振替されていても、後期高齢者医療保険料には引き継がれませんので、ご注意ください。					
仮徴収			本徴収								
4月	6月	8月	10月	12月	2月						
(1期)	(2期)	(3期)	(4期)	(5期)	(6期)						
前年の所得が確定するまでは仮算定された保険料を納めます			前年の所得が確定後、年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を三期に分けて納めます。								

年金からの差し引きから口座振替にするには

- 手続きの方法**
口座のある金融機関各支店の窓口で口座振替の手続きをしていただき、市役所の保険総務課で「納付方法変更届出」をしてください。
- 必要なもの**
納付書または被保険者番号がわかるもの

納付書払いから口座振替にするには

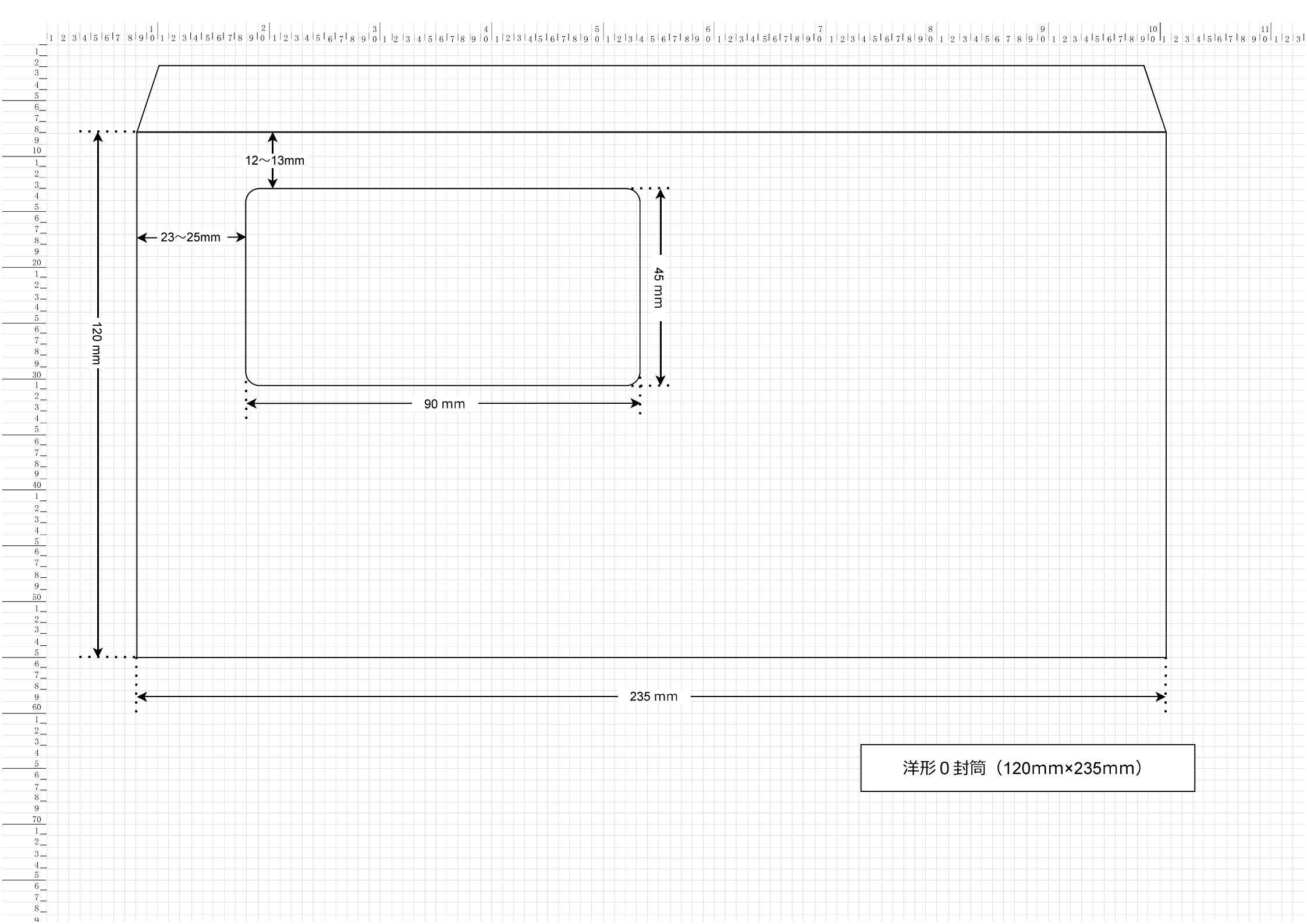
- 手続きの方法**
口座のある金融機関各支店の窓口で口座振替の手続きをしてください。
- 必要なもの**
①納付書または被保険者番号がわかるもの
②預金通帳
③通帳の届出印

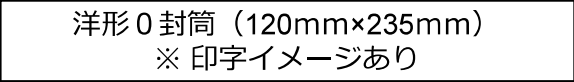
前年1年間に納めていただいた保険料の通知

毎年1月末に前年1年間に納めていただいた保険料の納付済額確認書をお送りします。納付済額確認書は、税の社会保険料控除の資料になります。

保険料を納めないとき

何らかの事情により、保険料を納められないときは、早めに保険総務課までご相談ください。そのまま放置されますと延滞金が加算されます。また納期限までに保険料が納付されないときは、法令により督促状が送付されます。未納が続くと、電話・文書による催告を行います。長期間滞納が続きますと、法令に基づいて給与、預貯金、不動産などの財産の差押を行う場合があります。





料金後納
郵便

重 要

折り曲げないで下さい

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和 歌 山 市 役 所
保 險 総 務 課

電話 (073) 435-1062 (直通)

FAX (073) 435-1042

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- （1）後期高齢者医療保険料納入通知書等の印刷
- （2）後期高齢者医療保険料納入通知書等のデータ印字
- （3）後期高齢者医療保険料納入通知書等の封入封かん
- （4）後期高齢者医療保険料納入通知書の抜き取り

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約を締結した日から令和10年6月30日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、 円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。

2 委託金の支払は12回支払とし、1回当たりの支払金額は 円とする。ただし、回目については、 円を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この条において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一

切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により業務委託を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30までの金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、毎月当月分の委託業務の実績報告を行い、甲の確認を受けなければならない。

また、甲は、本契約の履行について必要があるときは、乙に対し報告を求め、調査を行い、適切な措置を求めることができる。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、直ちに当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 委託金の支払は月払いとし、乙は前条の規定により検査に合格したときは、当該月分の委託金を甲に対して、請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第22条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 第23条第1項に規定する和歌山市情報セキュリティポリシーを遵守していないと認められるとき。

(4) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第

1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第 6 3 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 9 6 条の 6 若しくは第 1 9 8 条又は独占禁止法第 8 9 条第 1 項若しくは第 9 5 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 1 0 分の 2 に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第 1 7 条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第 8 条第 1 項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 8 条第 1 項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の 1 0 分の 5 を超えたとき。

2 第 8 条第 2 項及び第 1 3 条第 4 項の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

（乙の不完全履行責任）

第 1 8 条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由により不完全な履行をしたと認められるときは、乙に対し、完全な履行を請求することができる。

2 甲は、乙に対し、前項の完全な履行に代え、又は完全な履行とともに損害賠償を請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第 1 9 条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第20条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、その委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利の帰属)

第21条 委託業務の履行により生じたドキュメント類及び成果品の一切の権利は、甲に帰属する。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第22条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第23条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、和歌山市情報セキュリティポリシーで規定する重要情報資産（以下「重要情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して重要情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第24条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第25条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾崎 太郎

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出し
てはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、
書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその
処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この
限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させ
なければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1
項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速や
かに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示
に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な
方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理
状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるも
のとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、
甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故
が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守
しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生
した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、そ
の損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表
者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。